

○警察体力検定等実施要綱

平成15年2月3日
〔通達（教）第7号〕

第1 準拠

警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施については、山梨県警察体力検定等の実施に関する訓令（平成15年山梨県警察本部訓令第1号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 体力検定等の実施方法

体力検定等の具体的実施方法は、別添1のJAPPAT実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び別添2の新体力テスト実施要項（以下「実施要項」という。）の定めるところによる。

第3 実施責任者等の指定及び任務

1 実施責任者

- (1) 実施責任者は、各所属の長とする。
- (2) 実施責任者は、体力検定等の実施に当たっては、平素から事前トレーニングを徹底せらるなど、体力検定等を計画的かつ安全に実施する責を負うものとする。
- (3) 実施責任者は、マニュアルに定める健康疾患に該当する者及び傷病等のため体力検定等を受検することが適当でないと認められる者については、体力検定等を受検させないものとする。
- (4) 実施責任者は、体力検定等の実施に当たっては、山梨県警察体力検定等委員会（以下「委員会」という。）に対し、体力検定等受検申請書（第1号様式）を提出するものとする。また、体力検定等の終了後は、警察体力検定実施結果報告書（第2号様式）又は体力テスト実施結果報告書（第3号様式）により速やかに報告するものとする。

2 推進責任者

- (1) 実施責任者は、所属の職員の中から推進責任者を指定するものとする。
- (2) 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。

3 立会責任者

- (1) 実施責任者は、所属における警部の階級にある者の中から立会責任者を指定するものとする。

- (2) 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に必ず立ち会い、体力検定等が安全かつ適正に行われるよう努めなければならない。特に、警察体力検定においては、ゴールの際の転倒に備え、介添え補助員を配置するなど、受傷事故防止のために細心の注意を払うものとする。

4 測定責任者

- (1) 実施責任者は、所属の職員のうち体力検定等の実施に関する研修等を受けた者の中から測定責任者を指定するものとする。
- (2) 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。
- (3) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

第4 結果の評価

1 警察体力検定

- (1) 委員会は、委員会が実施する警察体力検定の結果を評価し、別に定める山梨県警察体力検定級位基準表に基づき各受検者の級位を認定し、認定証（第4号様式）を交付するものとする。
- (2) 委員会は、警察体力検定を年1回全警察官を対象に実施するほか、必要と認めた場合には、その都度実施するものとする。
- (3) 委員会は、認定証の有効期間内に実施した警察体力検定において、前回の記録を上回った者については、認定証の更新をするものとする。

2 体力テスト

委員会は、実施要項に基づき体力判定を行うものとする。

第5 評価の通知

委員会は、受検結果の評価を実施責任者に通知するものとする。

第6 実施上の留意事項

体力検定等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) マニュアル及び実施要項に従って、適正かつ安全に行うこと。
- (2) 実施日を可能な限り早期に示達し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるように配意すること。
- (3) 受検者に対しては、健康状態等のチェックを十分行い、異常のある者には受検させないようになるとともに、マニュアルの第2に定める準備運動及び整理運動を確実に行うこと。
- (4) 体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法により安全かつ正確な測定を行うこと。
- (5) 体力検定等の実施時において、時季、気象等の環境不良により測定結果に支障を及ぼすおそ

れがある場合には、実施しないこと。

(6) 受検者の服装は、運動に適したものとすること。

(7) 体力テストの20メートルシャトルランは、実施責任者がやむを得ない理由があると認めるときには、委員会と協議の上その実施を省略することができる。

第7 実施結果の集約

委員会は、体力検定等の実施結果を毎年度末に、警察体力検定実施結果表（第5号様式）及び体力テスト実施結果表（第6号様式）により集約するものとする。

第8 警察学校等入校中の記録

山梨県警察学校、関東管区警察学校、警察大学校等に入校中に実施した体力検定等の記録は、当該学校等の証明があるものについて、委員会が認定した記録とみなす。

第9 実施年月日

この要綱は、平成15年3月1日から実施する。

別添及び様式省略